

建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領

令和 2 年 7 月

令和 5 年 3 月 3 日（一部改正）

秋田県建設部

目次

1	総則	1
1.1	目的	1
1.2	適用の範囲	2
1.3	施工計画書等	5
1.4	監督職員等の実施項目	6
2	遠隔臨場に使用する機器と仕様	8
2.1	機器構成	8
2.2	映像と音声の「撮影」に関する仕様	9
2.3	映像と音声の「配信」に関する仕様	9
3	遠隔臨場による段階確認等の実施	10
3.1	事前準備	10
3.2	遠隔臨場の実施及び記録と保存	11
4	工事費等の積算	12
5	留意事項 等	13
5.1	効果の把握	13
5.2	留意事項	13
5.3	その他	13

1 総則

1.1 目的

本要領は、秋田県建設部及び農林水産部が所管する工事及び地質調査業務の建設現場等において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 適用の範囲
- 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管

【解説】

遠隔臨場とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

『建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）』は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種等を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事等を次に列挙する。

- ・ 段階確認、材料確認又は立会を、映像確認できる工種等
- ・ 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

1.2 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、『秋田県土木工事共通仕様書』や『地質・土質調査業務共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認するものである。

対象工事等については、発注時の設計図書に遠隔臨場を実施する旨を明示するものとする。

確認実施者が現場技術員など監督職員等以外の場合は、遠隔臨場は実施しないこととする。

ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル； Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なタブレットなどのモバイル端末を使用することも可能である（スマートフォンによるビデオ通話等）。なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

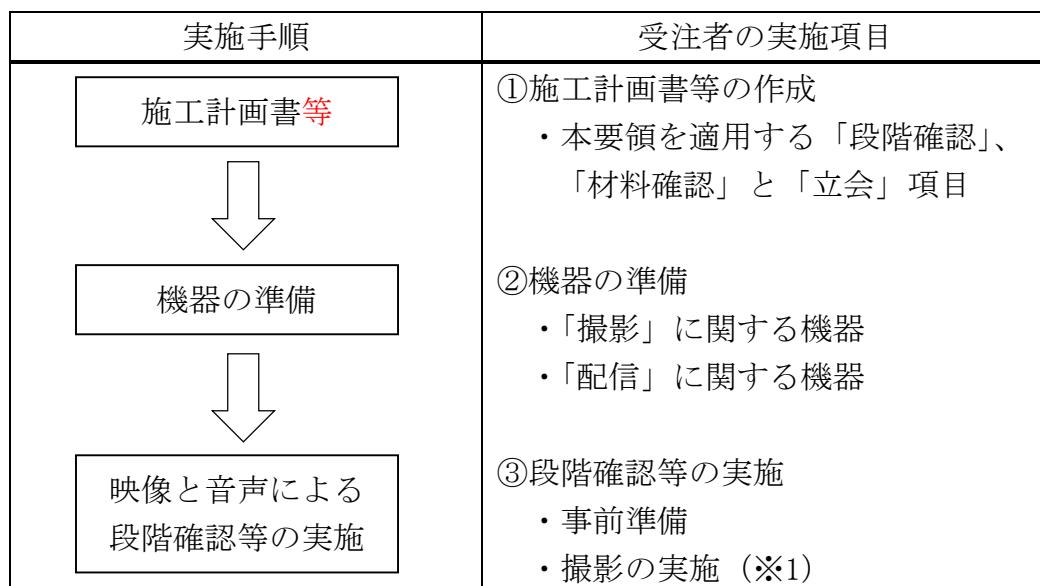


図 1-1 受注者の実施項目

1. 工事の場合

(1) 段階確認

『秋田県土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認を実施する。

(2) 材料確認

『秋田県土木工事共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認を記載したものである。

現物による確認においては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの材料確認を実施する。

工場製作工（共通）において、受注者は鋼材にJISマーク表示のないものについては、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて以下のとおり確認するものとする。

- ・ 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法の確認
- ・ 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認
- ・ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認

(3) 立会

『秋田県土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。なお、立会工種に関しては『秋田県土木工事共通仕様書』に従うものとする。なお、監督職員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

2. 地質調査業務の場合

(1) 立会

『地質・土質調査業務共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「第102条 用語の定義」に定める「立会」において「設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。」事項に該当し、この場合における調査職員等が臨場にて行う行為にウェアラブルカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、調査職員等が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。なお、調査職員等が十分な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

※遠隔臨場を適用した工事及び地質調査業務にて、通信環境等により遠隔臨場の実施が適当でないと判断した場合は、協議の上適用を解除することができる。

1.3 施工計画書等

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書等及び添付資料に次の事項を記載し、監督職員等の確認を受けなければならない。

- 1) 適用種別
- 2) 使用機器と仕様
- 3) 段階確認等の実施方法

【解説】

(1) 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」又は「立会」項目を記載する。

(2) 使用機器と仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成と仕様を記載する。

- 1) 映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様
現場(臨場)にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様を記載する。
- 2) 「撮影」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様
ウェアラブルカメラ等で撮影した映像と音声を監督職員等へ配信するために使用する機器と仕様を記載する。

(3) 段階確認等の実施方法

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。なお、遠隔臨場を適用する段階確認等の頻度については協議の上定めること。

1.4 監督職員等の実施項目

本要領を適用した、監督職員等の実施項目は、次の事項とする。

- 1) 施工計画書等の確認・受理
- 2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

【解説】

監督職員等は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

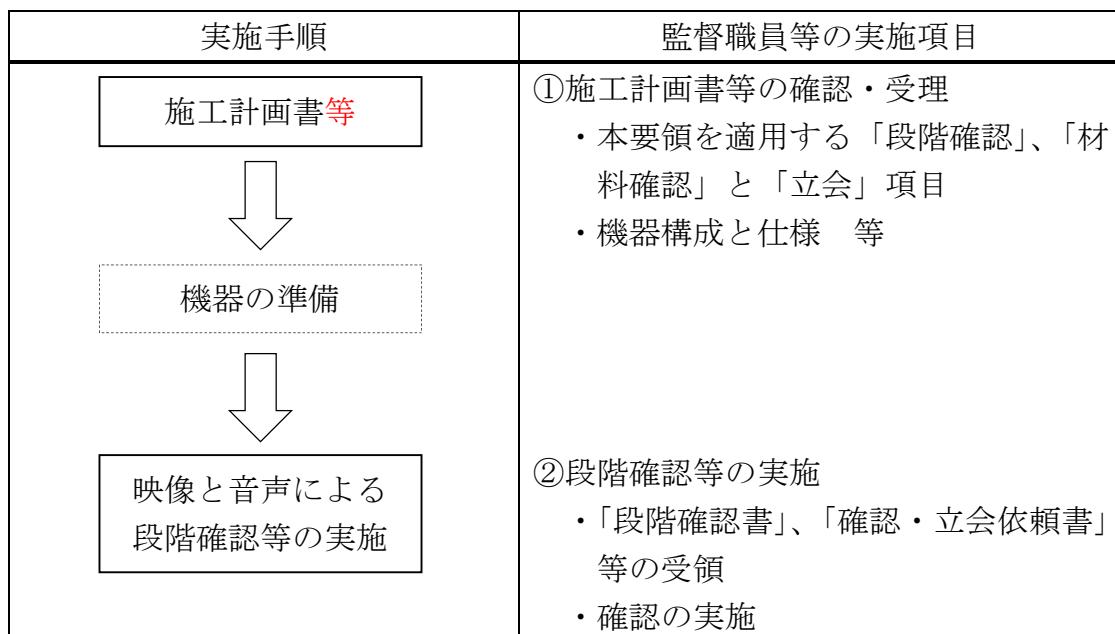


図 1-2 監督職員等の実施項目

(1) 施工計画書等の確認・受理

受注者から本要領に基づき提出された施工計画書等の内容及び添付資料をもとに、以下の事項について確認し、受理する。

1) 適用種別

適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目

2) 機器構成と仕様

① 映像と音声の「撮影」に用いる機器と仕様

現場（臨場）にて使用するウェアラブルカメラ等の機器と仕様

② 「撮影」した映像と音声を「配信」するための機器と仕様

ウェアラブルカメラ等で作成した映像と音声を監督職員等へ配信するために使用する機器と仕様

(2) 遠隔臨場による段階確認等の実施

1) 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領

監督職員は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を受注者より受領すること。

監督職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により受注者より受領すること。

調査職員は、設計図書に従って立会が必要な場合は、あらかじめ受注者と協議を行うこと。

2) 確認の実施

① 資機材の確認

監督職員等は、遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施にあたり、事前に受注者との双方向通信の状況について確認を行う。

② 現場（臨場）の確認

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。撮影にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること

2 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

2.1 機器構成

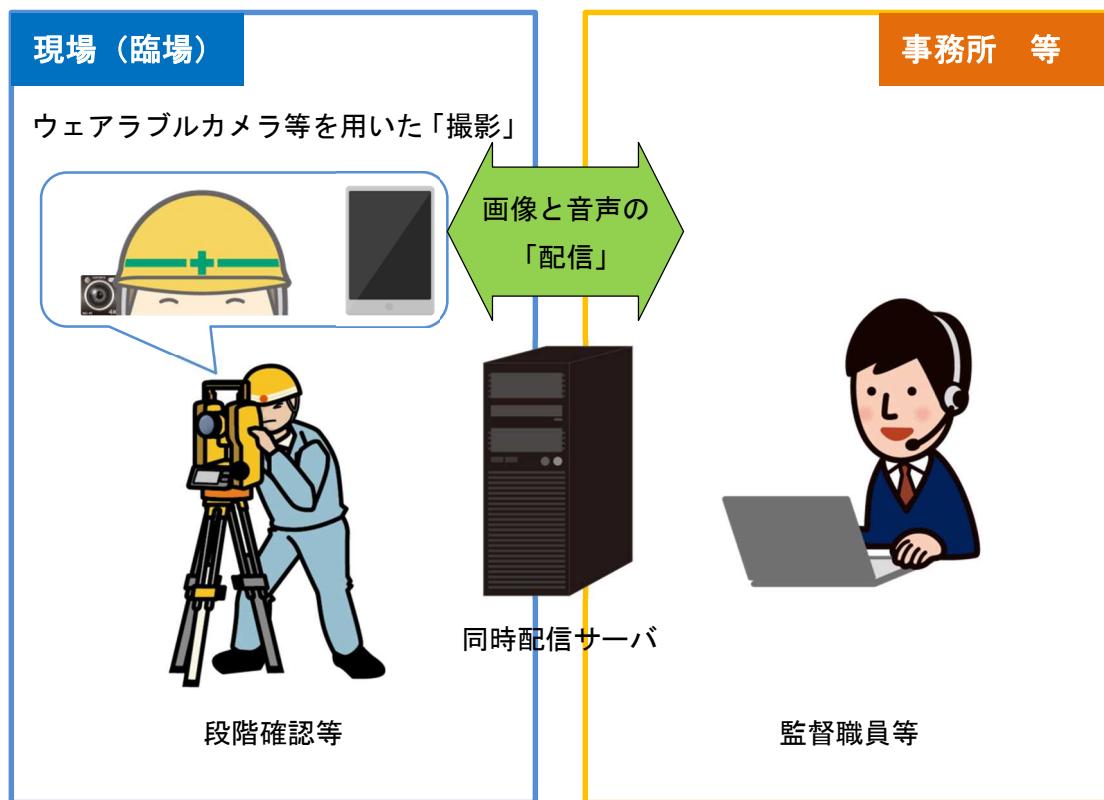


図 2-1 機器構成（例）

2.2 映像と音声の「撮影」に関する仕様

本試行に用いるウェアラブルカメラ等による映像と音声の「撮影」に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 映像と音声の「撮影」に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

2.3 映像と音声の「配信」に関する仕様

ウェアラブルカメラ等にて撮影した映像と音声の「配信」に関する仕様を次に示す。

表 2-2 「映像」と「音声」の転送レートに関する仕様

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

3 遠隔臨場による段階確認等の実施

3.1 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員等に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員等の確認を行う。なお、監督職員等による確認・立会の実施時間は、監督職員等の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員等が認めた場合はこの限りではない。

(1)工事の場合

1) 段階確認

受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならぬ。

2) 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならぬ。

(2)地質調査業務の場合

1) 立会

受注者は設計図書に従って立会が必要な場合は、調査職員と協議を行うこと。

3.2 遠隔臨場の実施及び記録と保存

受注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等との双方向通信の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

(2) 現場（臨場）の確認

現場（臨場）における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場（臨場）周辺の状況を伝え、監督職員等は周辺の状況を把握したことを見注者に伝える。

(3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。撮影にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による実施結果の確認を得ること。

(4) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

4 工事費等の積算

発注者は、本試行に要する費用を発注時は費用計上せず、精算変更時に積み上げ計上すること。

【解説】

(1) 費用の算出方法

試行にかかる費用については、諸経費の対象外とし以下を参考とすること。

1) 工事の場合

技術管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

2) 地質調査業務の場合

施工管理費又は一括計上価格に積上げ計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレティングシステム、アプリケーションソフト：5 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

(2) 費用のイメージ

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ その他（ライセンス代、使用料等）

※ 当該工事等以外と共有して利用するようなものは、費用を計上しない。

5 留意事項 等

5.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者及び監督職員等を対象としたアンケート調査等により依頼があつた場合は対応することとする。

5.2 留意事項

遠隔臨場にあたっては、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場等の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。
- (5) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

5.3 その他

本実施要領に記載されていない事項については、秋田県建設部技術管理課に相談すること。

附 則（令和2年7月15日技管－222）

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。